

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して
金融の機能の強化及び安定の確保を図るための
銀行法等の一部を改正する法律案

説明資料

2021年3月
金 融 庁

デジタル化や地方創生への貢献など
[銀行法等]

背景

- 銀行等は、**ポストコロナの日本経済の回復・再生を支える「要」**として、重要な役割を果たすことが求められている。このため、**社会経済において期待される役割を果たそうとする銀行等の取組みを後押しする観点**などから、業務範囲規制や出資規制などを見直す。

社会経済の構造的な課題

人口減少や少子高齢化

特に地方の生産年齢人口の減少

新型コロナウイルス感染症等による影響

デジタル化と併せて、
地方創生に向けた取組みを加速する必要

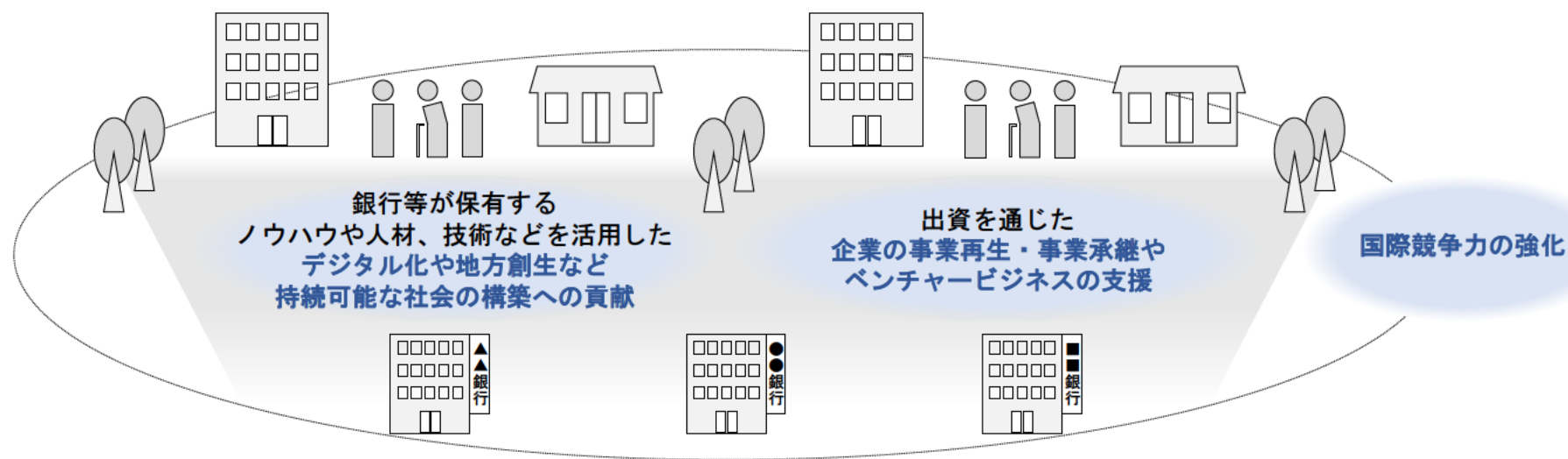
企業は、サービス提供の非対面化・
デジタル化や、サプライチェーンの
再構築などにも対応しなければならない

銀行等の状況

資金需要の継続的な減少や
低金利環境などによる厳しい経営環境

企業部門全体としての資金余剰などを
背景に、間接金融部門における緩和的な
融資態度が常態化しているとの指摘

銀行等が
**社会経済において期待される役割を十分に果たすことが
できるようにする必要**



業務範囲規制の見直し

- **デジタル化**や**地方創生**など**持続可能な社会の構築**に向けて、銀行の①**子会社・兄弟会社**（銀行業高度化等会社）、②**本体**、それぞれに**業務を追加**するなどの措置を講ずる。

① 銀行の子会社・兄弟会社

【現 行】

銀行業高度化等会社【収入依存度規制なし】

デジタル など

◆他業認可

フィンテック

地域商社
(在庫保有、製造・加工原則なし)

(実例)

従属業務会社【収入依存度規制の法令上の厳格な数値基準】

自行アプリや
ITシステムの販売

データ分析・
マーケティング・広告

登録型人材派遣

ATM保守点検

印刷・製本

自動車運行・保守点検

など

【改正案】

銀行業高度化等会社【収入依存度規制なし】

デジタル など + 地方創生 などの 持続可能な社会の構築

【改正銀行法第16条の2第1項第15号等】

◆他業認可

- ・ 個別列挙なし（銀行の創意工夫次第で幅広い業務を営むことが可能）
- ・ 認可を条件に**すべての従属業務を収入依存度規制なし**に営むことが可能（明確化）

◆通常の子会社・兄弟会社認可

フィンテック

地域商社
(在庫保有、製造・加工原則なし)

自行アプリや
ITシステムの販売

データ分析・
マーケティング・広告

登録型人材派遣

ATM保守点検

障害者雇用促進法に係る
特例子会社

地域と連携した成年後見

※ 内閣府令において個別列挙（実施状況などを踏まえ追加）

※ 財務健全性・ガバナンスが一定以上であることについて認定を受けたグループが銀行の兄弟会社において営む場合は**個別認可不要**（届出制）【改正銀行法第52条の23の2第6項～第8項等】

従属業務会社【法令上の数値基準を削除（必要に応じガイドラインに考え方を示す）】

印刷・製本

自動車運行・保守点検

など

② 銀行本体

業務に、**銀行業の経営資源を活用**して営む**デジタル化**や**地方創生**など**持続可能な社会の構築**に資する業務を追加する【改正銀行法第10条第2項第21号等】

自行アプリや
ITシステムの販売

データ分析・
マーケティング・広告

登録型人材派遣

幅広い
コンサル・マッチング

※ 内閣府令において個別列挙（実施状況などを踏まえ追加）

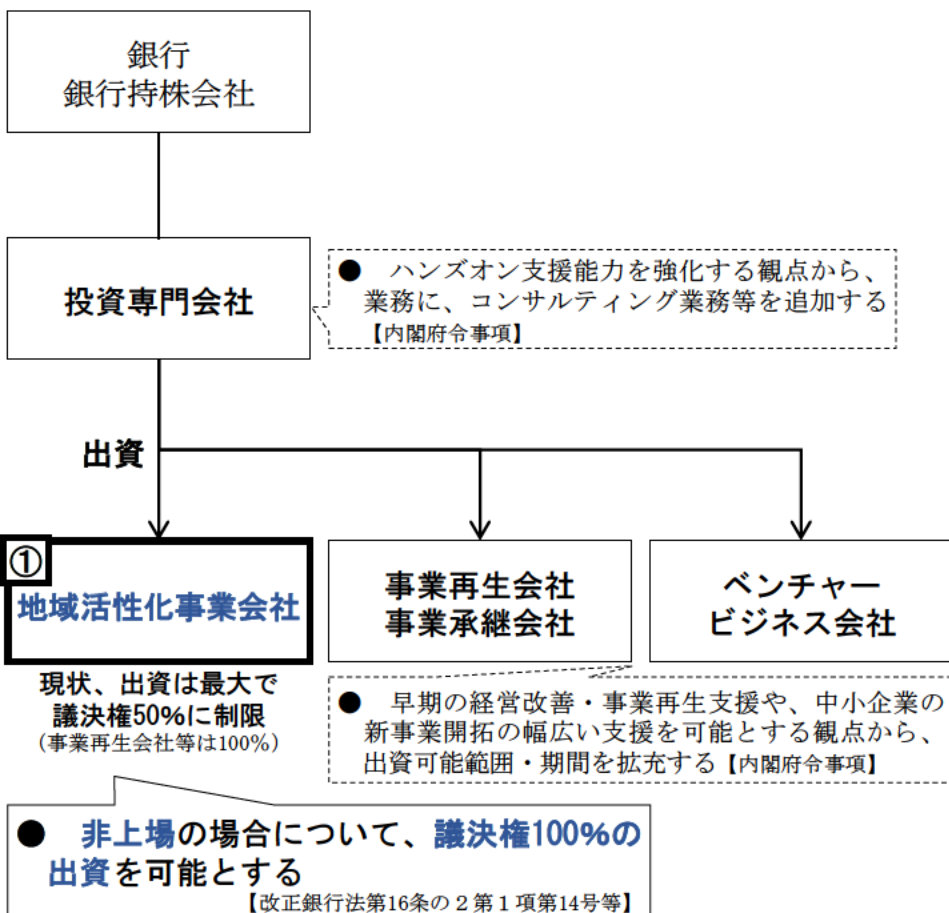
※ このほか、銀行持株会社が営むことができる「グループ会社に共通・重複する業務」に関し、一定の業務については認可不要とする（届出制）等

※ **信用金庫・信用協同組合、保険会社、金融商品取引業者など**についても、それぞれの特性や制度に応じて同趣旨の改正を行う

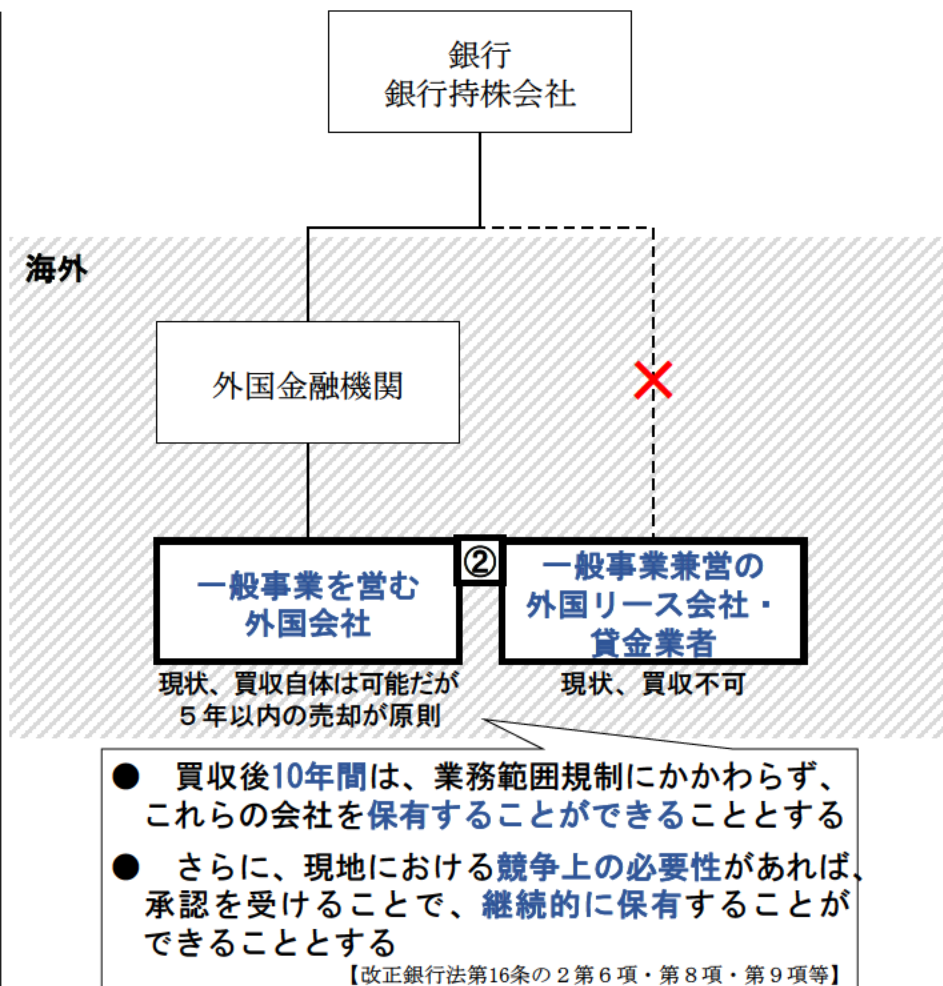
出資規制／外国子会社・外国兄弟会社の業務範囲の見直し

- 銀行が、出資を通じて地域の「面的再生」などを幅広く支援することができるよう、非上場の地域活性化事業会社に対する議決権100%の出資を可能とするなどの措置を講ずる。
- 併せて、国際競争力強化の観点から、銀行が買収した外国子会社・外国兄弟会社について、現地における競争上の必要性があれば、業務範囲規制にかかわらず継続的に保有することができることとする。

出資規制



外国子会社・外国兄弟会社の業務範囲



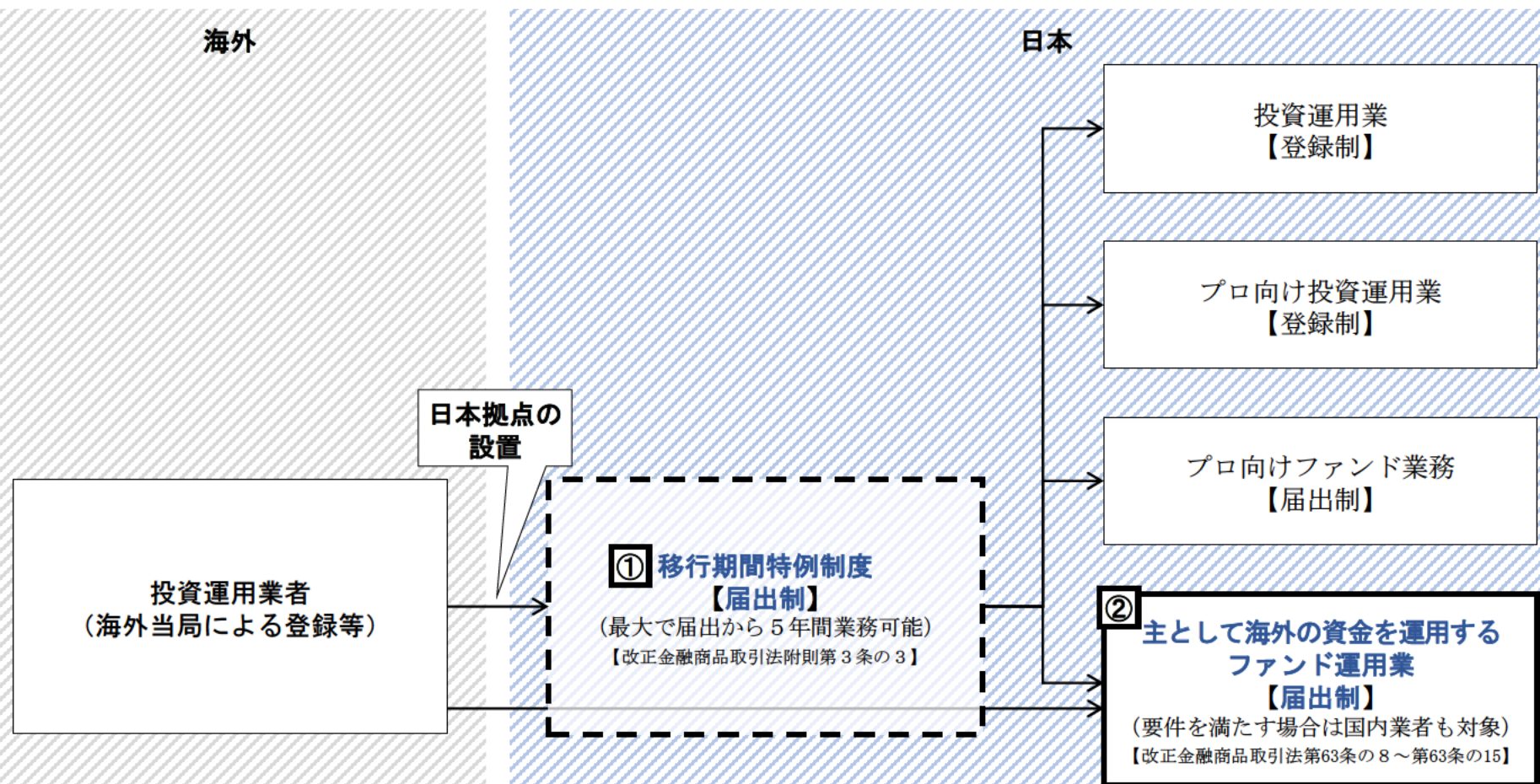
グローバルな拠点再配置の加速への対応
[金融商品取引法]

グローバルな拠点再配置の加速への対応

○ グローバルな拠点再配置の加速に呼応して**海外の金融機関・資金を取り込み**、日本市場が「**国際金融センター**」としての機能を発揮していくことができるよう、

- ① 海外で**当局による登録等**を受け、海外の顧客資金の**運用実績**がある投資運用業者（**海外の資金のみ運用**）
- ② 主として**海外のプロ投資家**（外国法人や一定の資産を保有する外国居住の個人）を顧客とするファンドの投資運用業者

について、**簡素な手続（届出）**による参入制度（人的要件あり）を創設（①の制度は5年間の時限措置）。



資金交付制度の創設

[金融機能強化法]

資金交付制度の創設

- **人口減少地域等**においてポストコロナの**地域経済の回復・再生を支える金融機能を維持**するため、**合併・経営統合等を行う地域銀行等**が、経営基盤強化の「**実施計画**」を作成して**国の認定**を受け、**預金保険機構**から**資金の交付**を受けることができる制度を創設する。

制度の概要

対象 【改正金融機能強化法第34条の10第1項】	事業の抜本的な見直しとして実施する 合併・経営統合等の経営基盤強化の計画 （「 実施計画 」）を作成して 国の認定 を受けた 地域銀行等
「実施計画」の記載事項 【改正金融機能強化法第34条の10第2項】	・ 経営基盤強化の内容・時期 ・ 金融サービスの提供の維持に関する事項 ・ 地域経済の活性化に資する方策 ・ 計画の適切な実施に必要な経営体制 等
「実施計画」の認定要件 【改正金融機能強化法第34条の10第3項】	・ 提供する金融サービスが地域経済にとって不可欠 ・ 人口減少等により金融サービスの持続的提供が困難となるおそれ ・ 計画実施により金融サービスの提供が維持されると見込まれる 等
交付額	経営基盤強化に必要な 追加的な初期コスト （ITシステム投資等）の 一部
財源 【改正金融機能強化法第43条の2等】	預金保険機構の 金融機能強化勘定に属する剰余金 を活用
監督等 【改正金融機能強化法第34条の12】	・ 計画の履行状況を原則 5年間モニタリング ・ 必要に応じ監督上の措置命令 ・ 事業の抜本的な見直し（合併・経営統合の場合はその実行）が実施されない場合には資金の返還を求める
申請期限 【改正金融機能強化法第34条の10第1項等】	2026年3月末 （約 5年間の申請期間 を確保）

その他の改正事項

その他の改正事項

① 銀行等保有株式取得機構による株式等の買取期限等の延長

【改正銀行等株式保有制限法第38条第1項等】

銀行等保有株式取得機構による株式等の買取期限（現在は2022年3月末）について、銀行等の経営基盤強化の取組みの中で行われる株式等保有の見直しなどに対応する観点から、2026年3月末まで延長する。

併せて、同機構の存続期限を2036年3月末まで延長する。

② 預金保険機構の財務の健全性を確保するための金融機能強化勘定への繰入れ規定の整備

【改正金融機能強化法第46条第2項等】

預金保険機構が金融機能強化法に基づいて行う資本参加に関して将来生じ得るリスクに対応し、その財務の健全性を確保する観点から、金融機能強化勘定又は金融機能早期健全化勘定の廃止の際、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定から金融機能強化勘定に繰入れをすることができることとする。

※ 上記のほか、(1)新型コロナウイルス感染症等の影響に対処するための資金繰り支援の経験も踏まえた、合併・転換後の金融機関の業務継続に係る措置等【改正合併転換法第6条第4項、第51条の2等】、(2)預金保険制度における、預金者等の保護及び破綻金融機関の債権者間の衡平を図るための措置等【改正預金保険法第63条、第37条第3項、第131条の2等】、(3)書面・押印・対面規制についての電磁的方法による手続に関する規定の整備【改正保険業法第309条、改正金融商品取引法第37条の6等】